

令和元年度  
「ポイ捨て」に関する調査  
報告書

令和2年3月  
環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

## 目次

|   |   |
|---|---|
| はじめに～本調査について～ .....                     | 1 |
| 1. ポイ捨てについての調査及びポイ捨てを規制する条例等制定の有無 ..... | 2 |
| 2. 条例等に規定された行政機関による措置の内容 .....          | 4 |
| 3. 罰則規定の有無 .....                        | 5 |
| 4. 条例等に基づく措置・罰則規定の適用事例の有無 .....         | 5 |
| 5. 措置・罰則規定の適用事例 .....                   | 6 |
| 6. 条例等の施行による課題の有無 .....                 | 6 |
| 7. 条例等の施行による課題の内容 .....                 | 7 |
| 8. 条例等の施行以外で効果のあった施策等 .....             | 8 |

## はじめに～本調査について～

### (1) 調査目的

近年、空き缶、紙くず、プラスチックごみ、たばこの吸い殻その他のごみを、回収容器及び定められた場所以外にみだりに捨てるいわゆる「ポイ捨て」の問題において、生活環境の保全や公衆衛生を害する状況に対応すること等を目的とした条例を制定する自治体が多くある。

本調査は、各市区町村における対応事例等の把握を目的として、平成 29 年度に行われた「ポイ捨て」に関する調査（以下、「前回調査」という）の項目を一部変更し、令和元年度に下記のとおり実施したものである。

### (2) 調査対象

全国 1741 市区町村

### (3) 調査方法

各都道府県において、同都道府県下の全ての市区町村の状況についてアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。

### (4) 調査時点

令和元年7月末時点

### (5) 回答状況

回答市区町村数：1741（回答率 100%）

## 1. ポイ捨てについての調査及びポイ捨てを規制する条例等制定の有無

ポイ捨てされたごみの量を調査していると回答した市区町村は171と、全体の約10%であった(図1)。また、ポイ捨てを規制する条例等(以下「条例等」という)の制定状況については、「制定済み」が1074市区町村(前回調査比+78市区町村)と全体の約62%(前回調査比+約5%)、「制定無し」が667市区町村、全体の約38%という結果であった(図2)。また、条例等を制定している市区町村の割合を、都道府県単位で見ると表1のとおりとなり、都道府県によって制定状況に顕著な差が見られる。なお、条例の施行日については表2のとおりである。

図1 ポイ捨てごみの量の調査実施有無

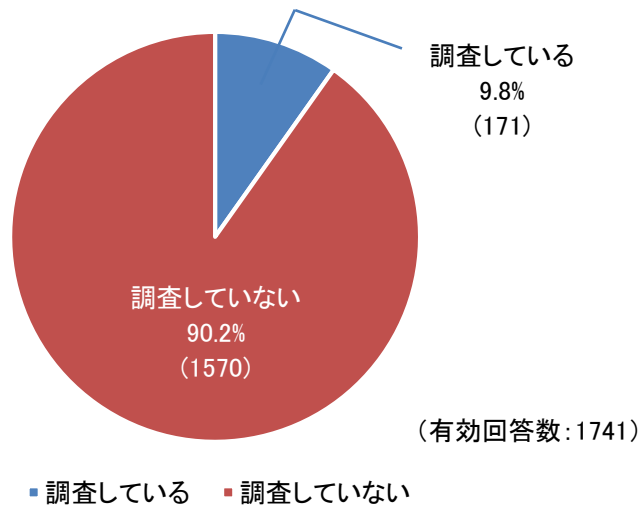


図2 条例等制定の有無

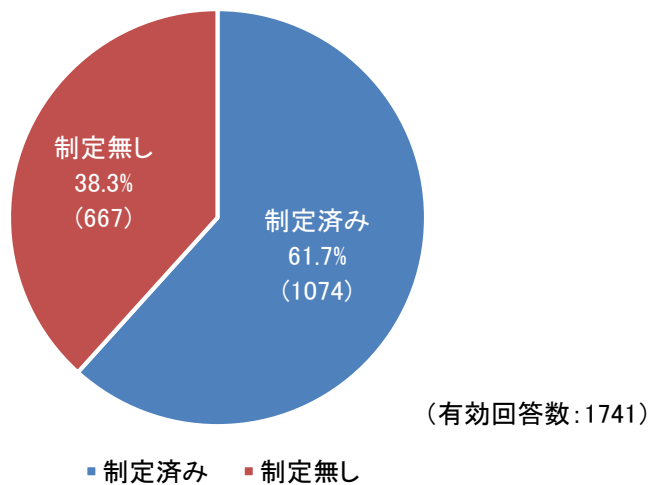


表1 都道府県別条例等制定状況

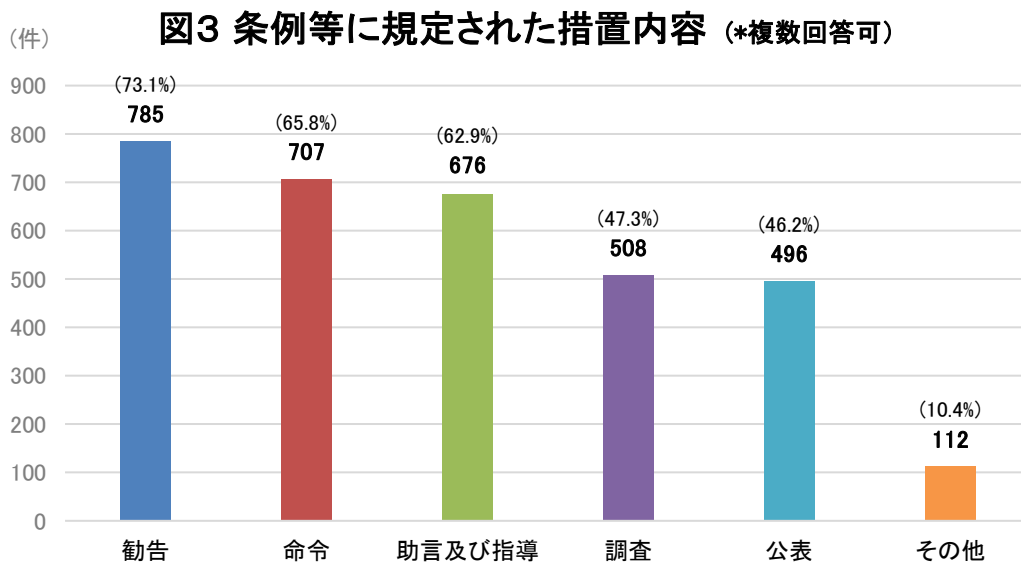
| 都道府県名 | 条例制定有り | 総市区町村数 | 割合     |
|-------|--------|--------|--------|
| 香川県   | 17     | 17     | 100.0% |
| 茨城県   | 43     | 44     | 97.7%  |
| 富山県   | 14     | 15     | 93.3%  |
| 岐阜県   | 38     | 42     | 90.5%  |
| 千葉県   | 48     | 54     | 88.9%  |
| 愛知県   | 47     | 54     | 87.0%  |
| 福岡県   | 52     | 60     | 86.7%  |
| 長崎県   | 18     | 21     | 85.7%  |
| 山口県   | 16     | 19     | 84.2%  |
| 栃木県   | 21     | 25     | 84.0%  |
| 大阪府   | 36     | 43     | 83.7%  |
| 神奈川県  | 27     | 33     | 81.8%  |
| 三重県   | 23     | 29     | 79.3%  |
| 東京都   | 49     | 62     | 79.0%  |
| 滋賀県   | 15     | 19     | 78.9%  |
| 大分県   | 14     | 18     | 77.8%  |
| 石川県   | 14     | 19     | 73.7%  |
| 宮城県   | 25     | 35     | 71.4%  |
| 熊本県   | 32     | 45     | 71.1%  |
| 埼玉県   | 44     | 63     | 69.8%  |
| 広島県   | 16     | 23     | 69.6%  |
| 鹿児島県  | 29     | 43     | 67.4%  |
| 佐賀県   | 13     | 20     | 65.0%  |
| 静岡県   | 22     | 35     | 62.9%  |
| 京都府   | 16     | 26     | 61.5%  |
| 宮崎県   | 16     | 26     | 61.5%  |
| 新潟県   | 18     | 30     | 60.0%  |
| 山梨県   | 16     | 27     | 59.3%  |
| 兵庫県   | 24     | 41     | 58.5%  |
| 岡山県   | 15     | 27     | 55.6%  |
| 群馬県   | 19     | 35     | 54.3%  |
| 徳島県   | 13     | 24     | 54.2%  |
| 長野県   | 41     | 77     | 53.2%  |
| 福島県   | 30     | 59     | 50.8%  |
| 鳥取県   | 9      | 19     | 47.4%  |
| 島根県   | 9      | 19     | 47.4%  |
| 和歌山県  | 13     | 30     | 43.3%  |
| 福井県   | 7      | 17     | 41.2%  |
| 奈良県   | 16     | 39     | 41.0%  |
| 山形県   | 14     | 35     | 40.0%  |
| 愛媛県   | 8      | 20     | 40.0%  |
| 北海道   | 68     | 179    | 38.0%  |
| 沖縄県   | 15     | 41     | 36.6%  |
| 高知県   | 11     | 34     | 32.4%  |
| 秋田県   | 8      | 25     | 32.0%  |
| 青森県   | 11     | 40     | 27.5%  |
| 岩手県   | 4      | 33     | 12.1%  |

表2 条例等の施行日

| 施行日      | 回答数         | 割合    |
|----------|-------------|-------|
| 令和元年度    | 12 / 1074   | 1.1%  |
| 平成 30 年度 | 30 / 1074   | 2.8%  |
| 平成 29 年度 | 13 / 1074   | 1.2%  |
| 平成 28 年度 | 19 / 1074   | 1.8%  |
| それ以前     | 1000 / 1074 | 93.1% |

2. 条例等に規定された行政機関による措置の内容

条例等に規定されているポイ捨て等を行った者への措置の内容として、最も多かったものは「勧告」、次いで「命令」、「助言及び指導」であった(図3)。「その他」としては、「過料」、「協力要請」、「始末書、誓約書の徴収」等の回答がみられた。

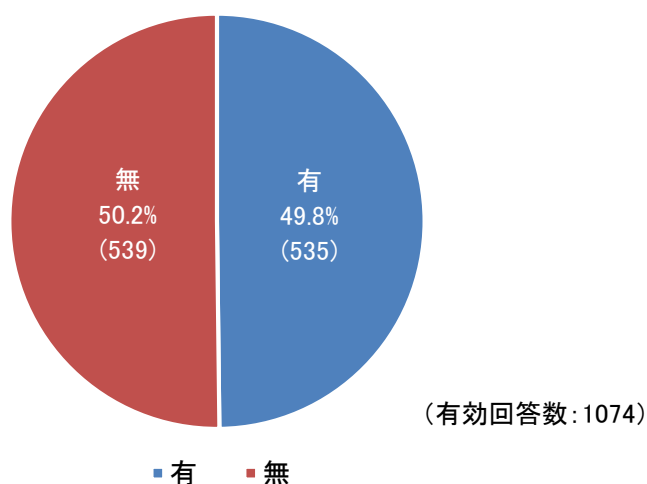


(注) 条例等を制定している市区町村数(1074)を100%とした。

### 3. 罰則規定の有無

条例等を制定している1074市区町村のうち、条例等に罰則規定を設けているのは535市区町村で、全体のほぼ半数であった(図4)。

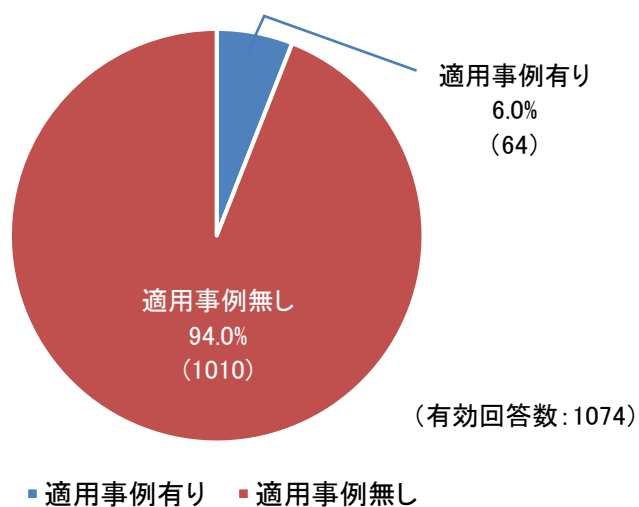
図4 罰則規定の有無



### 4. 条例等に基づく措置・罰則規定の適用事例の有無

条例等を制定している1074市区町村のうち、規定された措置(2の措置)や罰則を実際に適用した事例があるのは64市区町村で、全体の約6%であった(図5)。

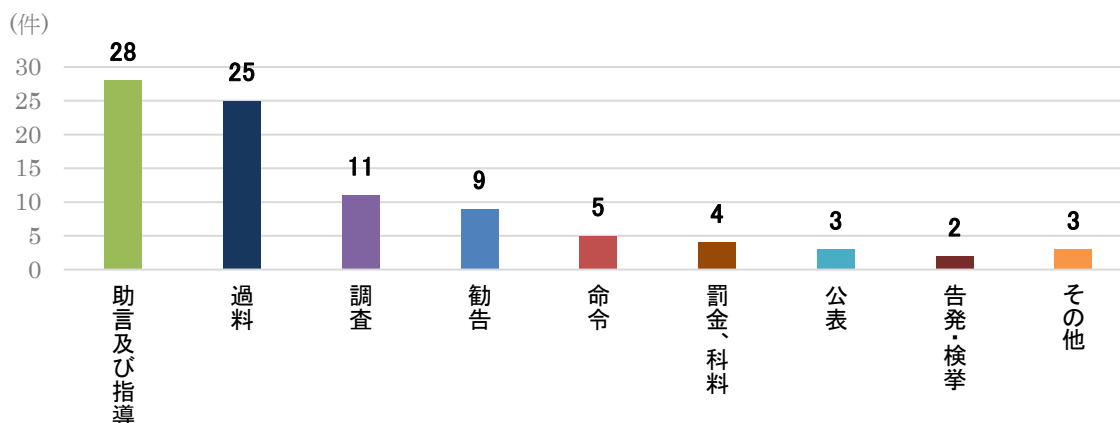
図5 措置・罰則規定の適用事例の有無



## 5. 措置・罰則規定の適用事例

措置(2の措置)や罰則規定を実際に適用した市区町村において、最も多かったのは「助言及び指導」、次いで「過料」、「調査」となっている(図6)。

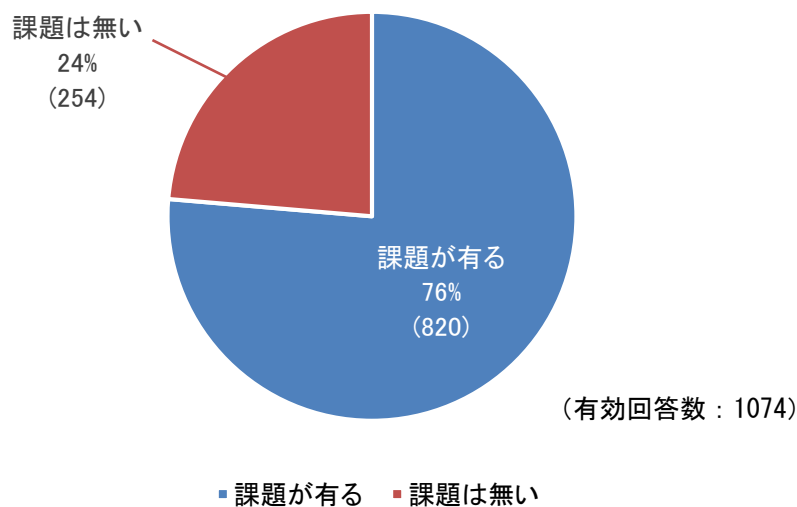
図6 措置・罰則の適用内容(\*複数回答可)



## 6. 条例等の施行による課題の有無

条例等を制定している1074市区町村のうち、約76%にあたる820市区町村が条例等の施行について、何らかの課題を抱えていると回答している(図7)。

図7 条例等の施行による課題の有無



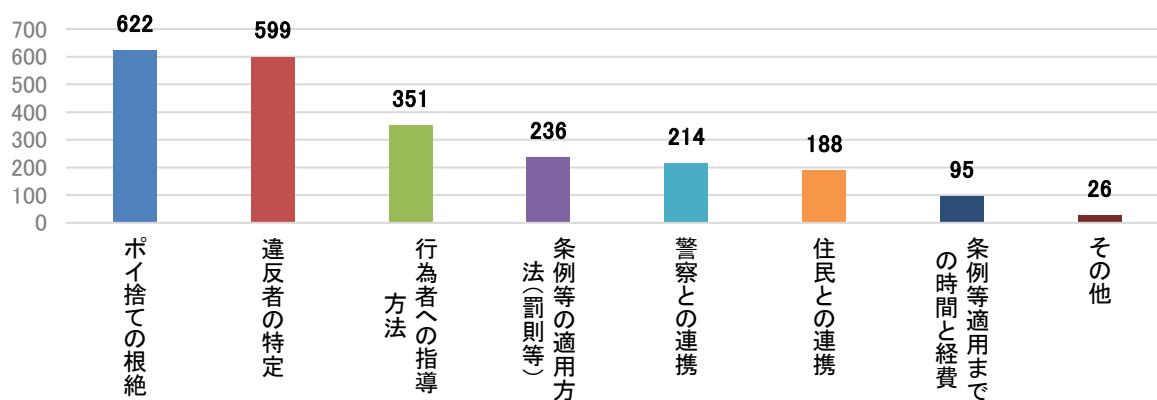


## 7. 条例等の施行による課題の内容

条例等の施行による課題の内容として最も多かったのは「ポイ捨ての根絶」であり、次いで「違反者の特定」、「行為者への指導方法」となっている。「その他」としては、「納付書の過料徴収率が低く、不能欠損が毎年発生している」、「外国人・観光客対策」等の回答があった(図8)。

図8 条例等の施行による課題の内容(\*複数回答可)

(市区町村)



## 8. 条例等の施行以外で効果のあった施策等

条例等の施行以外で効果のあった施策等について 126 件の有効回答があった。下記表3は、当該回答を内容毎に分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表3 条例等の施行以外で効果のあった施策等

| 内 容         | 件 数  | 具体例(一部抜粋)  |
|-------------|------|--|
| 看板の設置       | 41 件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断幕、懸垂幕、路面標示、電柱表示板等による路上喫煙やポイ捨て防止啓発看板の設置</li> <li>・ポイ捨て禁止看板の窓口配布の実施</li> </ul>   |
| 市民連携等       | 19 件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・美化推進員の設置、ボランティア清掃イベントの実施</li> <li>・土地所有者への除草依頼</li> <li>・各地区の環境衛生推進員からの不法投棄などの情報提供</li> </ul>  |
| 周知活動等       | 18 件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の町内会や老人会等の市民の方と市職員・美化推進員で、駅前清掃と啓発品のポケットティッシュを配布</li> <li>・ポイ捨て等があったことや、監視カメラを設置したことを新聞記事として取り上げてもらうことにより、警察、市などが監視の目を光らせていることをアピールしたところ、減少した。</li> <li>・本村の船舶が泊港から出港する際に船内でポイ捨て禁止を含む村内でのルール(禁止事項等)についての映像を流している</li> </ul> |
| パトロールの実施    | 16 件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市で委託している環境公害防止指導員のパトロール</li> <li>・県と市の職員で不法投棄の合同パトロールを行っているが、一定の成果があると思われる</li> </ul>  |
| カメラの設置      | 15 件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視カメラの設置</li> </ul>  |
| 看板、カメラ以外の設置 | 9 件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・美化重点区域周辺へのダストボックスの設置</li> <li>・ミニ鳥居の設置</li> </ul>  |
| 良好な環境維持等    | 4 件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少量のポイ捨ての時点で撤去する</li> <li>・美化推進員が環境美化推進地域(特にポイ捨て等の多い指定地域)内の巡回・清掃を定期的に行っているため、良好な環境が保たれており、新たなポイ捨ての抑止となっている</li> </ul>   |
| 過料          | 2 件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質なポイ捨てに対し、警察と連携し個人を特定し注意勧告を実施</li> </ul>  |
| 路上駐車対策      | 2 件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道沿いの待避所にロープを張り、駐車できないようにしたところ、従前と比較してポイ捨てごみが激減した</li> <li>・トラック等の休憩場所になっていた路肩部分にポイ捨てごみが多かったため、駐停車できないようポールを立てたところポイ捨てごみが減少した</li> </ul>   |